

令和2年6月1日

保護者様

大阪市教育委員会
大阪市立梅香小学校
校長 前谷 さき子

新型コロナウイルス感染症の予防について（お願い）

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症に対して、大阪市立学校園では、幼児・児童・生徒に対して感染症予防の指導を強化しております。

つきましては、保護者の皆様におかれましても、次のとおり、「新しい生活様式」を実践するとともに、お子様の健康状態の把握ならびに感染症予防の指導について、よろしくご理解ご協力をお願い申しあげます。

記

クリーム色の用紙にかわりました。
6月2日（火）分からこれにおねがいします。ご家族の状況もお願いします。

1 日常の健康状態の把握

- お子様の毎朝の検温、健康状態をご確認いただくようお願いします。
- 健康観察表に、体温や体調の記入をお願いします。
- 健康観察表は毎日、登校時に持参させてください。
- ご家族についても、毎日、健康状態を把握し、健康観察表へもご記入をお願いします。

2 次の場合は、必ず学校へ連絡のうえ、家庭での休養をお願いします。いずれも出席停止として扱います。

○発熱（37.5度前後）・咳などのかぜの症状がみられる場合

発熱（体温が平熱より1度程度より高い場合等）、咳・のどの痛み・鼻水・息苦しさ・だるさ・頭痛・下痢などの症状がある、におい・味がしない等、平常と異なる体調の場合は、家庭で休養してください。
また、症状が治った場合でも、治った翌日・翌々日は家庭で休養してください。

○お子様の感染が判明または濃厚接触者と認定された場合

○お子様の同居家族が濃厚接触者と認定された場合

○同居家族に下記「新型コロナ受診相談センター」に相談すべき症状がみられる場合

3 新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の対応

- 次のいずれかの症状がある方は「新型コロナ受診相談センター」（電話 06-6647-0641）にご相談ください。
また、学校園へもご連絡ください。
 - ・かぜの症状や発熱が続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）。基礎疾患等のある方は、これらの症状がある場合
 - ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある
- 「新型コロナ受診相談センター」から受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診するときは、マスクを着用し、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをするときは、マスクやティッシュを使って口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

4 新型コロナウイルス感染症の予防

- 十分な睡眠・適度な運動・バランスの取れた食事を心がけましょう。
- 手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前、トイレ後、咳やくしゃみ、鼻をかんだ後などにこまめに流水と石けんで手を洗ってください。
- 咳などの症状のある方は、咳エチケットを行ってください。
- 休日は不要不急の外出を控え、仲の良い友人同士の家族間の行き来を控えてください。
帰宅後は、手や顔を洗い、できるだけすぐに着替えましょう。
- 部屋の換気を、1～2時間に一度、5～10分程度窓を大きく開け、室内の空気を入れ換えてください。

うらもあります

【解熱後の登校日の数え方】

	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	第6日
服薬なし で解熱	発熱	▽朝 解熱⇒平熱	平熱	平熱	登校園可 平熱	
服薬	なし	なし	なし	なし		
	有症状日	症状快癒日	起算第1日	起算第2日		
服薬中に 解熱	発熱	発熱 ▽昼 解熱	平熱	平熱	平熱	登校園可 平熱
服薬	服薬中	服薬中	朝から中止	なし	なし	
	有症状日	有症状日	症状快癒日	起算第1日	起算第2日	

【出席停止の期間】

- ① 本人に発熱等のかぜの症状がある場合

開始日 : 症状の出た日

終了日 : 解熱剤などを服用せずに快癒すれば、その翌々日

※症状が続ければ、新型コロナ受診相談センターへ要相談

- ② 本人に症状が続き、新型コロナ受診相談センターへ相談した場合

終了日 : 検体検査を受けず様子見となり、解熱剤などを服用せずに快癒すれば、その翌々日

- ③ 本人が新型コロナの検体検査を受けた場合

終了日 : 陰性となった場合、保健所等の指示する期間

- ④ 本人が感染の場合 開始日 : 感染の判明した日

但し、判明前から欠席していれば、最終登校日の翌日

終了日 : 専門医等が快癒を認める等、登校を許可したとき

- ⑤ 本人が濃厚接触の場合 開始日 : 濃厚接触者と認定された日 (同居家族の感染判明日)

終了日 : 症状が出なければ、保健所等に指示された期間

(めやす 2週間)

お子さんの同居のご家族に下記に該当する症状が見られる場合も、
登校を控えてください。(出席停止扱いになります)

○息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

○重症化しやすい方*で、発熱や咳などの比較的軽いかぜの症状がある場合

*高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けて
いる方、

免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

○上記以外の方で発熱や咳など比較的軽いかぜの症状が続く場合

この場合、出席停止の判断の条件および出席停止の期間は、上記①～⑤の「本人」を「その同居家族」と読み替えることになります。